

大切なお知らせ

【Vol.7】

重要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

液状化被害を受けた宅地等の

復旧費用を支援します

8月13日から液状化被災宅地等復旧支援の相談・申請の受付を開始します。

《まちづくり推進課》 ☎025-226-2700

●対象宅地

令和6年能登半島地震の際、住宅として使われていたもののうち、地震により液状化被害を受け、り災証明で住宅が準半壊以上の判定を受けたもの

※液状化により相応の被害が認められる場合は、一部損壊の判定を受けたものでも対象になる場合あり

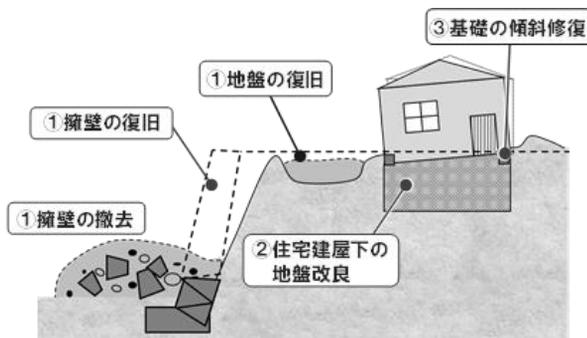
●対象工事

- 被災宅地の原形復旧工事(擁壁、地盤の復旧など)
 - 沈下防止対策のための住宅建屋下の地盤改良工事
 - 住宅の基礎の沈下・傾斜を修復する工事
- ※着手・完了済みの工事も対象

●補助率 最大3分の2

●補助上限額 766万6千円

※国県市の被災住宅支援制度などを活用している場合は、その活用額を控除



●相談・申請窓口 《8月13日から》

西区役所	健康センター棟 1階	毎日開設 9:00~17:00
古町ルフル	相談 5階 特設会場 申請 6階 建築部フロア	

※江南区内にも液状化被災宅地等復旧支援事業の臨時窓口を8月22日から開設します。
詳細は江南区役所地域総務課 (☎025-382-4526)へお問い合わせください。

●専用ダイヤル 《8月13日から》

制度内容について説明する専用ダイヤルです。

☎ 025-226-2710

8:30~17:30
※土・日、祝日を除く

●制度内容の説明動画を市ホームページに掲載

制度の概要や8月11日・12日・21日に開催の「液状化被害を受けた宅地復旧に関する説明会」の説明内容を見ることができます。

スマート
フォンは
こちらから



申請はお済みですか？

生活再建のため支援制度をご利用ください

主な支援制度	概要	申請期限
被災者生活再建支援金	判定区分（半壊以上）等により 50万円～400万円	（基礎支援金・市支援金） 令和7年1月31日 （加算支援金） 令和9年1月31日
被災者住宅応急修理	判定区分（準半壊以上）等により 64.3万円～170.6万円	令和6年12月31日
液状化等被害 住宅修繕支援	判定区分（一部損壊以上）等により 10万円～150万円	令和7年2月28日
液状化等被害 住宅建替・購入支援	判定区分（中規模半壊以上）等により 50万円～150万円	（建替） 令和6年9月30日 （購入） 令和7年2月28日

※支援制度の利用には、「**り災証明書**」が必要になります。「り災証明」の申請から支援制度の利用までは一定の期間がかかります。必要な支援の活用のため、**早めの申請**をお願いします。

被災相談・申請窓口

り災証明書の申請は全区で祝・休日を除く月～金曜日受付

り災証明関連窓口	内容	開設時間
各区役所 (西区は8月9日から区役所棟2階)	り災証明書	月～金曜日 (祝・休日を除く) 9:00～17:00 ※東区は水・木曜日のみ 秋葉区は月・火曜日のみ
	水道・下水道料金免除	
	被災者生活再建支援金	

※西区会場では、り災証明の申請を土・日・祝日を含む毎日受け付けています(土・日・祝日は健康センター棟1階)。

住宅関連窓口		内容	開設時間	地域でプラス声かけ運動 にご協力を
西区	8月9日から 西区役所健康センター棟1階	住宅修繕・建替 家屋の解体・撤去	毎日9:00～17:00 (家屋の解体・撤去の 相談は9:00～12:00)	
中央区	古町ルフル6階 建築部フロア	住宅の修繕・建替	毎日 9:00～17:00	
	市役所本庁舎2階 環境部フロア	家屋の解体・撤去	月～金曜日 (祝・休日除く) 9:00～17:00	

日頃のくらし・地域活動の中で、被災された方で「り災証明」を申請されていない方がいないか、声かけをお願いします。

例えば
町内の集まりで
「り災証明」の申請済ませた？
「り災証明」の判定応じた支援
が利用できるそうだよ など

※江南区では、住宅の修繕・建替の臨時窓口を開設しています。

詳細は江南区役所地域総務課 (☎025-382-4526)へお問い合わせください。

※西区は、り災証明・住宅関連窓口ともに8月8日まで区役所健康センター棟3階です。

被災代替家屋 固定資産税・都市計画税を減額

能登半島地震で被災した家屋に代わる家屋を取得した場合、取得した家屋の固定資産税・都市計画税を減額する特例措置があります。※詳しくは市ホームページに掲載

●被災家屋の要件

市の調査で半壊以上の判定を受けた家屋のうち、取り壊しや売却などの処分が行われたもの

●代替家屋の要件

令和11年3月31日までに取得した家屋で、原則被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一であること

●特例措置の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額

対象の例

- 被災家屋を取り壊し、同じ場所または市内の別の場所に新築した場合
- 被災家屋を売却し、中古住宅や分譲マンションを購入した場合 など

※償却資産についても、滅失または損壊し、代わるものを取得または改良した場合、同様の特例措置あり

[問]資産税課(☎025-226-1511)

スマートフォン
からはこちらから



その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894 【受付時間】午前8時～午後9時